

■建築基準法関係手数料

令和7年4月1日 西尾市

□確認申請

床面積の合計 (平方メートル)	手数料(円)			
	確認申請 変更確認申請	中間検査申請	完了検査申請 (中間あり)	完了検査申請 (中間なし)
30以内	10,000	20,000	22,000	23,000
30を超え、100以内	28,000	25,000	27,000	28,000
100を超え、200以内	59,000	36,000	40,000	41,000
200を超え、300以内	101,000	48,000	53,000	55,000
300を超え、1,000以内	141,000	62,000	66,000	67,000
1,000を超え、2,000以内	207,000	84,000	93,000	95,000
2,000を超え、10,000以内	313,000	143,000	161,000	171,000
10,000を超え、50,000以内	466,000	204,000	234,000	244,000
50,000を超えるもの	836,000	391,000	439,000	449,000

※変更確認申請は、変更に係る部分の床面積の2分の1 ※中間検査は検査対象床面積の合計

※移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2分の1

区分	手数料(円)		
	確認申請	変更確認申請	完了検査申請
小荷物専用昇降機	9,000	6,000	23,000
建築設備(1につき)	23,000	10,000	41,000
工作物(1につき)	17,000	7,000	29,000

□許可認定

内容	対象条文	種別	手数料(円)
仮設建築物の建築	第85条第6項	許可	120,000
一団地の総合的設計制度による特例	第86条第1項	認定	78,000+28,000×(建物数-2)
連担建築物設計制度による特例	第86条第2項	認定	78,000+28,000×(新規建物数-1)
複数建築物に対する制限の特例に係る公告 認定対象区域内における同一敷地内認定 建築物以外の建築物	第86条の2第1項	認定	78,000+ 28,000×(非認定建物数-1)
認定、許可の取消し	第86条の5第2項	認定	6,400+12,000×現存建築物数
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づ く建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退 距離、高さの適用除外	第86条の6第2項	認定	27,000
敷地と道路との関係について	第43条第2項第1号	認定	27,000
路地状部分の敷地と道路との関係について	県条例第6条第1項 ただし書き	認定	27,000
自動車修理工場等の敷地における自動車の 出入口について	県条例第25条 ただし書き	認定	27,000
既存建築物の敷地と道路との関係について	令137条の12第6項	認定	27,000
既存建築物の道路内建築制限について	令137条の12第7項	認定	27,000
既存の一の建築物に係る全体計画	第86条の8第1項	認定	27,000
既存の一の建築物に係る全体計画の変更	第86条の8第3項	認定	27,000
興行場等への一時的な用途変更	第87条の3第6項	許可	120,000
検査済証の交付を受ける前における建築物 等の仮使用認定	第7条の6第1項	認定	120,000